

(2) 別表 (1~4)

(別表1) 事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

(洪水)

肱川は、河床勾配が緩く、河口部が狭あいであるため、水が捌けにくい地形となっており、河川が集中する大洲盆地を中心に長浜地域、特に河川周辺においても度重なる浸水被害を受けてきた。

平成7年7月4日

<梅雨前線>

長浜地域 床上・床下浸水40戸

平成16年8月31日

<台風16号>

長浜地域 床上・床下浸水40戸

平成16年9月6日

<台風18号>

長浜地域 一部損壊4戸

平成16年9月29日

<台風21号>

長浜地域 全壊1戸、半壊1戸

平成16年10月19日

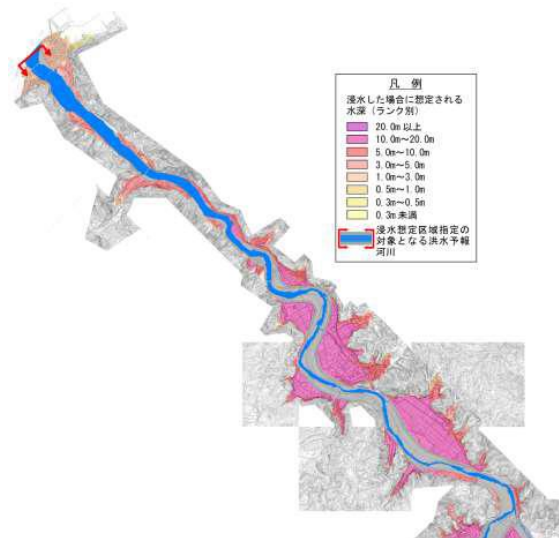
<台風23号>

長浜地域 死者1人、全壊1戸、半壊1戸

平成30年7月8日

<西日本豪雨災害>

長浜地域



出典:国土交通省四国地方整備局 浸水想定区域図(平成28年告示第80号)

(土砂災害)

当市の防災ハザードマップによると、土砂災害の発生のおそれのある危険箇所は、長浜地域全域に点在している。

当市の防災ハザードマップによると、土砂災害の発生のおそれのある危険箇所は、市内全域に点在している。愛媛県の資料によると、大洲市全体で地すべり危険箇所、土石流危険溪流、急傾斜地崩壊危険箇所を合わせると1,965箇所、土砂災害警戒区域は531箇所である。これらの地域では、大雨等による斜面崩壊等が予想される。

(地震)

日向灘から駿河湾までの太平洋沿岸を含む南海トラフ沿いの地域では、今後30年以内に大地震が発生する確率は70%程度と予測されている。(南海トラフ巨大地震)このほかにも、愛媛県を横断する中央構造線断層帯の地震や安芸灘～伊予灘～豊後水道で発生する地震も想定されている。

平成13年3月24日

<芸予地震> 6.7

震度4 :長浜

人的被害:死者1人、負傷者75人

住家被害:全壊2戸、半壊40戸、

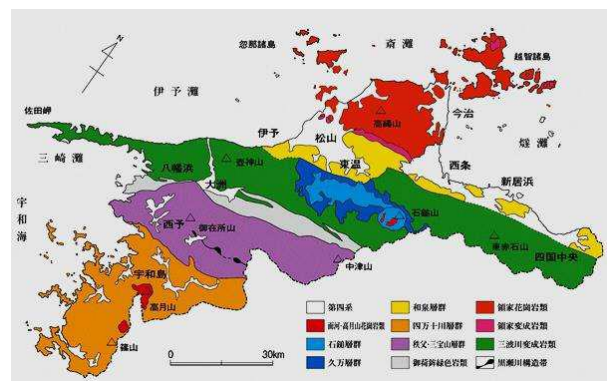
一部破損11,196戸

平成14年10月13日

<豊後水道> 4.9

震度4 :大洲 被害なし

平成18年6月12日



出典:愛媛県レッドデータブック

<大分県西部地震> 6. 2

震度 4 : 長浜

人的被害 : 負傷者 1 人

住家被害 : 一部損壊 1 戸

平成18年 9 月26日

<伊予灘> 5. 3

震度 3 : 長浜

被害なし

平成26年 3 月14日

<伊予灘> 6. 1

震度 4 : 全地域

(その他)

大洲市は、四国の西部、県都松山市の南西に位置し、東西38km、南北21km、総面積432.22km²で、南から北に流れる肱川とその支流の河辺川、伊予灘の海岸に沿った平地部と、標高300~1,200mの山地からなっている。

肱川は、河床勾配が緩く、河口部が狭あいであるため、水が捌けにくい地形となっており、河川が集中する大洲盆地を中心に、度重なる浸水被害を受けてきた。

本市は、西南日本の地質を南北に分ける長大な断層「中央構造線」の南側の「外帯」に属し、北から順に三波川(さんばがわ)帯、秩父帯が帯状構造で分布している。

三波川帯と秩父帯との間には、御荷鉢(みかぶ)緑色岩類と呼ばれる火山砕屑岩、火山岩が分布しているが、このうち三波川帯及び御荷鉢緑色岩類の分布域は日本有数の地すべり発生地帯となっている。

長浜地域においては、沿岸部は温暖少雨の瀬戸内海性気候で、気象条件には恵まれている。しかし、海陸風の関係で冬の朝は著しく寒いという特徴があり、特に肱川沿岸の陸風は、秋から冬にかけて午前8時前後が最も激しくなるが、これは大洲・喜多の連山に立ちこめた冷たい水霧が、強風を伴い河口に向かって流れ込むため、この現象を一般に「肱川あらし」と呼んでいる。

・大洲市地域強靱化計画

<https://www.city.ozu.ehime.jp/uploaded/attachment/20879.pdf>

・大洲市地域防災計画（風水害対策編）

https://www.city.ozu.ehime.jp/uploaded/life/36384_164715_misc.pdf

・大洲市地域防災計画（地震災害対策編）

https://www.city.ozu.ehime.jp/uploaded/life/36384_164716_misc.pdf

・大洲市地域防災計画（津波災害対策編）

https://www.city.ozu.ehime.jp/uploaded/life/36384_164717_misc.pdf

・大洲市地域防災計画（原子力災害対策編）

https://www.city.ozu.ehime.jp/uploaded/life/36384_164718_misc.pdf

・大洲市防災ハザードマップ

<https://www.city.ozu.ehime.jp/uploaded/attachment/26727.pdf>

・

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者数 325 人
- ・小規模事業者数 279 人

【内訳：商工会調査】

| 業種 | | 商工業者数 | 小規模事業者数 | 備考 (事業所の立地状況等) |
|------|-------------|-------|---------|-------------------|
| 商工業者 | 建設業 | 62 | 51 | |
| | 製造業 | 44 | 35 | |
| | 卸・小売業 | 89 | 79 | |
| | 宿泊・サービス業 | 86 | 75 | |
| | 運輸通信他その他の業種 | 44 | 39 | |

(3) これまでの取組み

1) 大洲市の取組み

- ・「大洲市地域防災計画」を策定し、防災訓練を定期に実施している。
- ・防災センターや各地区公民館等に備蓄物資（食料、飲料水、発電機、投光器、毛布、簡易トイレ等）を備蓄している。

2) 本会の取組

事業者への対応

- ・事業者BCPに関する国の施策の周知を図ってきた。
- ・愛媛県火災共済協同組合と協力し、火災共済への加入を推進してきた。
- ・平成30年の西日本豪雨災害においては、被災事業者の代表としてグループの認定申請並びにグループ補助金の申請支援を行うとともに、グループの共同事業として、BCP策定研修を実施。1件の事業者が計画書の策定を行った。

商工会事務所としての対応

- ・防災備品として、会館に（ヘルメット、水・食料(カンパン・缶詰)等）を備蓄している。
- ・大洲市が実施する防災訓練の際には、参加及び協力してきた。

II 課題

事業者の現状として、緊急時の取組について経営者が漠然と考えているにとどまっていることが多く事業継続リスクへの対応の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、BCP策定を推進するノウハウをもった経営者や社員が少ない。

更には、そのために助言を行える当会経営指導員等職員が不足している。といった課題が浮き彫りになっている。

III 目標

- ・小規模事業者に対して災害リスクの認識を促すとともに、事前の計画策定等を支援する。

①スタートアップ型の簡易な事業者BCP策定 5社

中小企業庁版 入門コース

②事業継続力強化計画認定 10社

③リスクマネジメント・リスクファイナンスの推進

各種共済・保険制度を活用したリスクファイナンスの推進

加入推進（見直し含む） 10社

《対象共済・保険制度》

火災保険、業務災害保険、ビジネス総合保険、経営者休業補償、休業対応応援共済、

福祉共済、貯蓄共済、その他

- ・発災時における速やかな情報の収集が行える内部体制づくりと、その後の情報共有を円滑に行うため、本会と愛媛県や大洲市等との被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、組織内及び関係機関との連携体制を平時から構築する。

※上記内容に変更が生じた場合は、速やかに愛媛県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和3年1月1日～令和7年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

本会では、多発する自然災害や事故・病気など、日々の様々な経営リスクから企業を守り事業継続を支援する。支援にあたっては、本会と大洲市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業に取り組む。

< 1. 事前の対策 >

「大洲市地域強靱化計画」「大洲市地域防災計画」と当計画との整合性を図り、発災時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知とそれへの対応を推進する。

- ・巡回及び窓口経営指導時に、ハザードマップやリスクチェックシート等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。

- ・会報や、商工会ホームページ外SNS等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。

- ・巡回経営指導時に、小規模事業者に対し、事業継続計画（BCP）の入門コースの策定の推進を行い、実効性のある取組みや、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。特に、地域におけるライフラインの長期にわたる機能停止を防ぐために、それらの業種については、重点的に策定推進に当たる。

人材不足等による復旧・復興の大幅な遅れを防ぐ観点から建設業者にもBCP策定の促進を図る。

- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや保険相談会の開催、行政の施策の紹介等を行う。

- ・事前に固定資産等の所有確認を取っておくように指導し、被災した場合、台帳等との紐づけや裏付け確認ができるように備える。

以上のような取り組みを通して、小規模事業者に「BCPとは特別なものでなく、経営の一環である」という認識を持っていただくよう啓発を行っていく。

2) 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・本会は、全国商工会連合会様式をもとに事業継続計画を作成する。（令和2年作成予定）

3) 関係機関・団体等との連携

- ・全国商工会連合会が連携協定を結ぶ損害保険会社に専門家の派遣を依頼し、小規模事業者を対象としたBCP作成セミナーやリスクマネジメント支援セミナーを行う。

- ・関係機関に対し、普及啓発ポスター掲示やセミナー共催を依頼する。

4) フォローアップ

- ・巡回経営指導時に、小規模事業者の事業者BCPの策定及び取り組み状況を確認し、取り組みの見直しや改善点があれば提案していく。
- ・長浜町商工会事業継続力強化支援委員会[仮称]（構成員：本会役員、大洲市担当者等）年1回開催し、状況確認や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（震度6の地震及び平成30年7月豪雨災害規模の豪雨）外、伊方原発からの放射能漏れが発生したと仮定し、大洲市との連携体制を確認する。

< 2. 発災後の対策 >

自然災害等による発災時には、人命救助に最優先で取り組み、そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後1時間以内に職員の安否報告を行う。
（「商工会災害対応システム」を活用して本会職員間での安否確認を行うとともに、業務従事者の可否や大まかな被害状況；家屋被害、道路状況等を本会と当市で共有する。）

2) 応急対策の方針決定

- ・本会と当市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
（豪雨における例）
職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。等。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、1日以内に情報共有する。

（例：被害規模の目安は以下を想定）

| | |
|-----------|--|
| 大規模な被害がある | <ul style="list-style-type: none">・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。・被害が見込まれている地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。 |
| 被害がある | <ul style="list-style-type: none">・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 |
| ほぼ被害がない | <ul style="list-style-type: none">・目立った被害の情報がない。 |

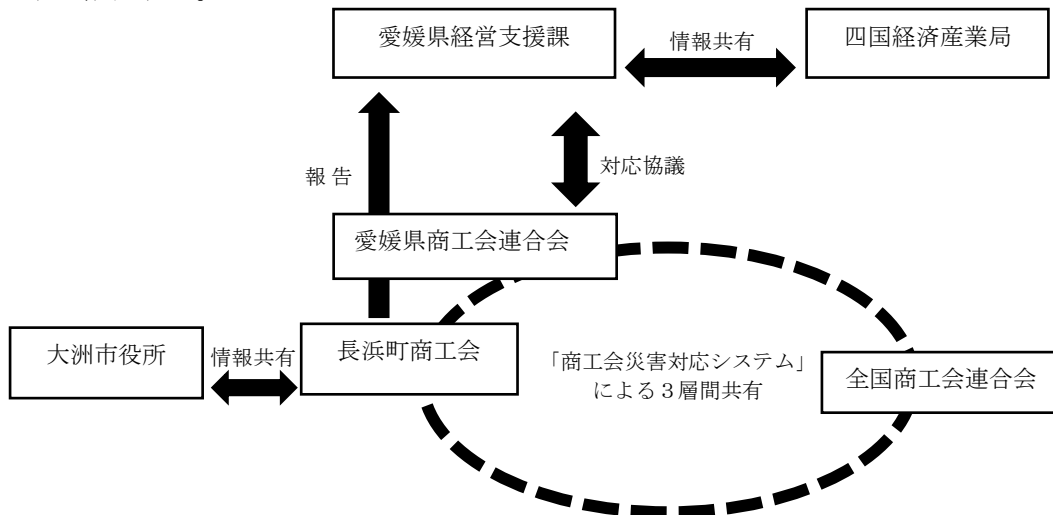
※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・当計画により、本会と当市は以下の頻度で被害情報等を共有する。

| | |
|---------|-----------|
| 発災後～1週間 | 1日に2回共有する |
| 1週間～2週間 | 1日に1回共有する |
| 2週間～1ヶ月 | 2日に1回共有する |
| 1ヶ月以降 | 7日に2回共有する |

< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- ・ 自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・ 二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・ 本会と当市は被害状況の確認方法や被害額（建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・ 本会と当市が共有した情報を、「商工会災害対応システム」を活用して愛媛県経営支援課へ報告する。



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・ 当市と相談のうえ、安全性が確認された場所において、特別相談窓口を設置する。
- ・ 地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・ 応急時に有効な被災事業者施策（国や都道府県、市等の施策）について、小規模事業者等へ周知する。

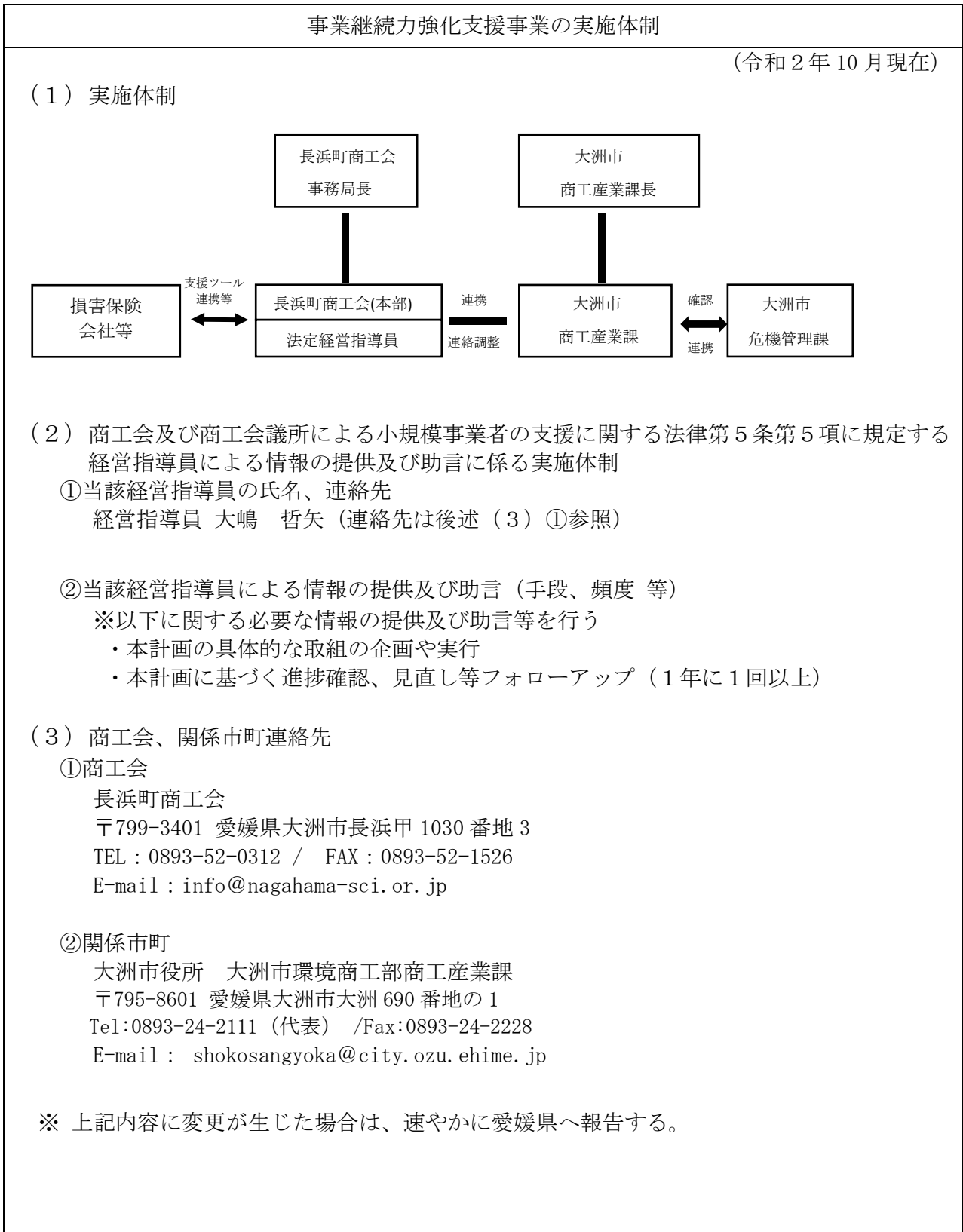
< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- ・ 愛媛県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・ 被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を愛媛県商工会連合会に依頼する。

※ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに愛媛県へ報告する。

(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|--------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 必要な資金の額 | 120 | 235 | 235 | 295 | 295 |
| ・ 専門家派遣費 | 80 | 120 | 150 | 180 | 180 |
| ・ 委員会運営費 | 15 | 15 | 15 | 15 | 15 |
| ・ セミナー開催費 | 0 | 50 | 50 | 50 | 50 |
| ・ パンフ、チラシ作製費 | 25 | 50 | 50 | 50 | 50 |

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

| 調達方法 |
|---------------|
| 会費収入、大洲市補助金 等 |

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。